2025年(令和7年)おもな改正

2025年1月～

・労働者死傷病報告　電子申請義務化
　＋労働安全衛生法関係の届出　電子申請義務化(定期健診結果報告や各選任報告等)

2025年4月～

＜雇用保険＞

❶出生後休業支援給付金
男性:出生後8週間　女性:産後休業後8週間に⇒夫婦とも14日以上の育休取得⇒休業前賃金の13%相当が最大28日間

❷育児時短就業給付金
2歳未満の子を養育する目的での時短就業⇒低下した賃金の10%(最大)　※給付金と賃金の合計額により調整あり

❸高年齢雇用継続給付の給付率引下げ　15%⇒10%へ(R7.4.1以降に60歳に達した方(もしくは5年)～)

❹自己都合退職者が教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限緩和　(2ヶ月⇒1ヶ月へ)

❺育児休業延長の際の厳格化　(1)延長事由認定申告書　(2)市区町村への保育所等の利用申込書の写し

＜育児・介護休業法＞

育児分野　❶子の看護等休暇　❷所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
❸育児短時間勤務(3歳未満)利用困難な場合の代替措置に「テレワーク」追加

介護分野　❶介護休暇取得要件の緩和　❷介護離職防止のための雇用環境整備の義務化
❸介護離職防止のための個別周知・意向確認等の義務化

＜高年齢者雇用安定法＞

・労使協定による経過措置終了。65歳までの雇用確保

2025年10月～

❶柔軟な働き方を実現するための措置等　❷仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮
❸教育訓練休暇給付金(教育訓練のための休暇＋被保険者期間5年以上⇒基本手当と同額)

★1月20日～離職者が希望した場合、「離職票」等がマイナポータルを通じて送ることもできるようになる予定です。

＜事務所より＞

昨年は大変お世話になりました。本年も、よろしくお願いいたします。
上記は今年改正が予定されているもの一部です。詳細については改めてお知らせいたします。
今月の年金相談日は9,16,23,30日です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所
田村市船引町東部台三丁目４３番地　☎ 0247-82-6265
https://www.eto-srgs.com/　Mail : info@eto-srgs.com